

品川区立区民住宅事務処理要綱

制定 平成5年10月20日

改正 平成7年 3月30日要綱第68号

改正 平成16年 6月18日要綱第100号

改正 平成24年 7月 9日要綱第159号

改正 平成28年 4月 1日要綱第96号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区立区民住宅条例（平成5年品川区条例第34号。以下「条例」という。）および品川区立区民住宅条例施行規則（平成5年品川区規則第45号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(申込資格の審査)

第3条 区長は、条例第7条の規定に基づき区民住宅の使用予定者（補欠者を繰上げる場合も含む。以下同じ。）に決定した者に対し、条例第4条に定める申込資格に関し審査を行う。

2 前項の審査を行ったときは、区長はその結果を使用予定者に通知するものとする。

(補欠者の所得)

第4条 条例第7条第4項の規定に基づき、区民住宅に空家が生じたときに補欠者を繰上げて使用予定者として決定する場合の所得は、使用申込みをした日および入居審査の日における所得が、それぞれ規則第3条第1項または第4項で定める範囲になければならない。

(使用開始の延期)

第5条 規則第9条の規定により区民住宅の使用開始を延期できる期間は、使用許可の日から1月以内とする。

(入居届)

第6条 区民住宅の利用者は、区民住宅の使用開始の日から30日以内に、世帯全員の住民票の写しを添えて、入居届（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(所得の報告)

第7条 条例12条の規定による使用料に対する助成の申請は、毎年6月末までに前年度の所得を証明する書類を添えて、提出させるものとする。

(所得の再認定の申請)

第8条 条例第13条第3項の規定による所得の再認定の申請は、規則第13条に定める助成申請書による。

(共益費の日割り計算)

第9条 共益費の日割り計算は、規則第15条の例により行う。

(使用料等の減免の割合等)

第10条 条例第15条第1項第1号および第3号に該当する場合とは、使用者または同居する親族が疾病により長期にわたり療養を要し、または災害により容易に回復しがたい損害を受けたため、特に費用を要する場合とする。

2 規則第16条第1項第1号の規定による使用料等の減額または免除の割合は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 3万円を超え6万5千円以下の場合 | 使用料等の5割 |
| (2) 3万円以下の場合 | 使用料等の全額 |

(徴収猶予の基準)

第11条 条例第15条第1項の規定により使用料等の徴収猶予することができるのは、使用料等の支払い能力が6月以内に回復するものと認められる場合とする。

(居住室)

第12条 規則第19条第1項に定める居住室とは、寝室の用に供することができる部屋をいう。

(一時不在の許可期間)

第13条 規則第21条第2項の規定により一時不在の許可ができる期間は、1年以内で区長が認める期間とする。

(用途変更の許可基準)

第14条 規則第23条第2項の規定により用途変更の許可ができる場合は、はり・きゅう・あんま・マッサージ業に使用する場合に限る。

(駐車場使用申込み時の必要書類)

第15条 駐車場の使用の申し込みは、募集の都度一世帯一台限りとする。

2 区長は、駐車場の使用申込者に対して、次の各号に掲げる書類を提示または提出させることができる。

- (1) 自動車税の納税証明書
- (2) 運転免許証その他区長が必要と認める書類

(駐車場の優先使用)

第16条 規則第29条第2項第1号または第2号に定める一定の等級の障害を有する者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳または戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者とする。

(駐車場の使用許可)

第17条 駐車場の使用許可の期間は、3年以内で区長が認める期間とする。

(駐車場の使用料の決定方法)

第18条 駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という）は、近隣の民間駐車場使用料等の水準等を考慮して決定する。

(駐車場使用料の徴収)

第19条 駐車場使用料は、駐車場の使用許可があった日から徴収する。

2 駐車場使用料は、毎月月末までに当月分を納付しなければならない。

3 駐車場の使用者が新たに駐車場の使用を開始した場合または駐車場を返還した場合において、その月の使用期間が一月に満たないときは、その月の駐車場使用料は規則第15条の例により徴収する。

(駐車場使用料の減免等)

第20条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場使用料を減額し、もしくは免除し、または駐車場使用料の徴収を猶予することができる。

(1) 使用者の責めに帰すべき事由によらないで、引き続き10日以上駐車場を使用することができないとき。

(2) 前号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により駐車場使用料の減額もしくは免除または徴収猶予を受けようとする者は、駐車場使用料減額・免除・徴収猶予申請書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、駐車場使用料減額・免除・徴収猶予許可（不許可）通知書（第3号様式）により通知する。

(使用者の損害賠償責任)

第21条 駐車場の使用者は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 駐車場の使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、駐車場またはその付帯する設備を滅失し、または損傷したときは、これを原状に回復し、またはこれに要する費用を賠償しなければならない。

(駐車場の返還)

第22条 駐車場の使用者は、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の14日前までに、駐車場返還届（第4号様式）により区長に届け出なければならない。

(禁止行為)

第23条 駐車場の使用者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 駐車区画を第三者に転貸し、またはその使用の権利を譲渡すること。

- (2) 駐車場内に引火性もしくは発火性の物品または他の者の駐車を支障となる物品を持ち込むこと。
- (3) 駐車区画の原状を変更し、またはこれに工作物等を設置すること。
- (4) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供すること。

(届出事項)

第24条 駐車場の使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区長に届け出なければならない。

- (1) 届け出た自動車以外の自動車を駐車するとき。
- (2) 駐車場を15日以上使用しないとき。

(使用許可の取消等)

第25条 区長は、駐車場の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使用者に対して、使用許可を取消し、または駐車場の明渡しを命ずることができる。

- (1) 不正行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 正当な事由がなく駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場または付帯する設備を故意に滅失または損傷したとき。
- (4) 規則またはこの要綱に基づく区長の指示命令に違反したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、区長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(自動車の盗難等に対する免責)

第26条 区は、駐車場内における自動車の盗難、損傷等の事故により、使用者が損害を受けることがあっても、その損害の責めを負わない。

付 則

- 1 この要綱は、平成5年10月20日から適用する。
- 2 品川区借り上げ住宅の管理および運営に関する要綱（品川区要綱第92号）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

第4号様式

区民住宅駐車場返還届

年 月 日

品川区長 へ

住宅名

使用者氏名

下記のとおり、区民住宅駐車場を返還します。

記

住 宅 名	
使 用 者 氏 名	
返 還 期 日	年 月 日
返 還 理 由	

※ 駐車場を返還しようとする日の14日前までに提出してください。

課長	係長	担当	入力